

第5回流山市全市コミュニティ推進委員会会議録要旨

- 1 日 時 平成23年2月2日(水) 午後2時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎401会議室
- 3 出席委員 相川 征治 委員長、狼 正久 副委員長
梅谷 秀治 委員、河村 栄夫 委員
染野 智司 委員、野路 烝一 委員
大塚 喜重 委員、倉田 繁夫 委員
- 4 欠席委員 関谷 昇 委員、
- 5 事務局職員 兼子 潤一 コミュニティ課長
高橋 とし子 コミュニティ課長補佐
須郷 和彦 コミュニティ係長
- 6 協議事項 (1) 地域まちづくり協議会のモデル地区応募
結果について
(2) 補助金交付要綱(案)について
(3) 応募グループとのヒアリングについて
(4) その他
- 7 協議状況 開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 4時50分

I. 1月31日締切のモデル地区応募結果について

* 兼子コミュニティ課長より説明

流山小学校区と新川小学校区の2件が応募。

① 流山小学校区：秋元代表

- ・ 菜の花協議会（流山1～8丁目、教職員住宅）
平和台2・3丁目自治会・加台自治会・
NPO 法人流山史跡ガイドの会の4団体の構成
で申請
- ・ 安心安全なまちづくり、流山小学校区の環境整備、地域活性化、情報提供等を事業計画とする。
- ・ 予算収入：補助金50万円・寄付金20万円・
各種負担金10万円の計80万円

② 新川小学校区：江川代表

- ・ 江戸川台西自治会・富士見台自治会・NPO 法人 Green・NPO 法人 NPO ホタル野・NPO 法人 コミュネット流山・（協力：北部公民館）の5団体の構成で申請
- ・ 地域の課題・お宝発見、新川小サポート活動、ホタル観賞イベント、米づくり体験、餅つき大会、広報等を事業計画とする。

委員の意見

- ・ 両地区ともに概ねきちんとした事業である。
- ・ 「補助金の対象として適切な事業があるかどうか」と「まちづくり協議会を定着させるための基本的な力をもっているかどうか」という2通りの評価をする。
- ・ 新川についてはよくヒアリングおよび意見交換が必要である。

【流山小学校区】

- ・ 自治会・自治会連合中心。
- ・ 現在ある課題、問題を解決するためという形になっている。
- ・ 事業内容を含めた協議会としての機能を前提とした予算支出等を提示している。
- ・ 流山1丁目～8丁目は、申請書作成と同時に、自治会に資料を配布。自治会総会で今のところ参加していないところへ向けて発表、地域民への周知の手を打っている。
- ・ 平成24年度について、補助金ではなく交付金で地域の取り組みをしたいという要望あり。
- ・ NPOが少ないので自治会の延長かといわれるきらいがある。
- ・ 「お願い」に「連絡協議会」を組織とあるように、協議会と連絡協議会という捉え方をしているので、要意見交換。
- ・ 菜の花協議会と協議会の趣旨が違うという意見もあったので、立ち上げとしては自治会連合を並べたほうがよいのではないか。

【新川小学校区】

- ・ NPOが主力、自治会少。
- ・ 50万円という補助金を中心とした事業ということで、事業に対する補助金以外の全体としての見通し、概要を持っているかどうかという点については話し合う必要がある。
- ・ 協議会のさきがけとして機能させるための条件づくりについては要議論。
- ・ 時間と構成団体という制約のある中、将来に向けて形を整え、作業開始することを評価すべきである。
- ・ 子ども中心の事業を組み立てることが今回の柱になるとのことなので、それに高齢者をプラスして高齢者と児童との交流等の提案をした。(狼委員)
- ・ 江戸川台西自治会長の任期は1年残っているが、富士見台は交代を控え白紙状態のため、NPOが1人走りする可能性があり、よく話し合う必要がある。

- ・ 協議会を立ち上げることと NPO 的な活動をするということの
ずれについて前向きに話をする。
- ・ 現在ある課題、問題を解決するという形につくっていかなくては
ならない。(補助金交付要綱(案)第5条の事業の概要に準拠
させなくてはならない。)

II. 流山市地域まちづくり協議会補助金交付要綱(案)について

* 兼子コミュニティ課長より説明。要綱(案)読み上げ。

- ・ 自ら解決する事業については補助金を出すということ。
- ・ 第3条(9)はその他の目的に沿った事業ということで要議論。
- ・ 第4条 補助がだぶらないようにということ。
- ・ 第5条 事業の概要は、課題は何か、課題の解決策を求めるた
めの事業は何かということで考えている。
- ・ 第6条 交付の決定について、その内容を審査し、どのように
審査するのかということがまだ決まっていないので要
検討。
- ・ 第8条の規則とは補助金交付規則。
- ・ 要綱については、通常の行政の形に則って、コミュニティ課(行
政)が(案)として作成した。

※補助金要綱については、担当部署とのすり合わせをする。

委員の意見・質問

- ・ 定義の第2条に福祉の向上とあるが福祉だけに偏ってしまう
ので変える。
- ・ 第3条に列記されている問題解決型事業に加えて、まちづくり
協議会が成長するための準備的事業、地域まちづくり協議会作
成事業等も入れたほうがよい。(説明会では説明済のため)
→ (兼子コミュニティ課長)

準備段階での飲食は困るが、門戸を広くするという意味

では必要。

- ・ 第5条(3) 協議会の事業収支予算書はどの程度の細かさが必要なのか。

→ (兼子コミュニティ課長)

- ・ 審査側としては細かいほうがよい。しかしそこまではできないと思うので概算でよいが、例えば講演会で講師派遣するとなると別途で限度額を設ける必要性を感じている。講師費用、会場費用まではできればお願いしたい。
 - ・ 新川の予算案では「活動費」となっているが、どんな活動に使ったのかわからない。市としては実績の審査をするので、もう少し詳細が必要となる。ただし事業の目的が変わらなければ流動的な部分はある。
 - ・ 補助金なので領収書の義務付けはしたい。
 - ・ 50万円はあくまでも補助金であり、税金であるので審査は必要。
 - ・ 補助金からの視点でやるのか、協議会中心で審査をするのかという点については、協議会の発展性を重視したいと思っている。
- ・ 第5条は3月いっぱい提出すればよい。
 - ・ 協議会の概要については提出させる。規約、会則は必要。規約には、会計監査、総会、意思決定の仕方、執行機関、役員体制は必要ではないか。→次回でも気づいたら提案する。
 - ・ 規約については、(案) でよいのかどうか。
→新川については体制作りという時間がかかる。
しかし、(案) という1人で作ったものでもよいことになってしまうので、できるだけ決まったことをだしてもらおうようにする。案というよりもその時点での事業計画、規約をだしてもらおう。
委員会からサンプルをだすかどうか。

Ⅲ. 地区社協等からの補助金との調整について

(兼子コミュニティ課長)

地区社協、社会福祉協議会から補助がでており、声かけ、見守り事業という同じくくりになってしまうと精査しなくてはならない。しかし、全体として地区の中の事業はある程度ゆるやかにみていきたい。事業展開の中でやっていくので、表現は悪いが文言を変えればできるのではないか。

例えば、防犯灯が足りないということで行くつかの自治会をまたがって付けるとなると安心安全課の備品となるが、付けるための協議の場は事業として認められる。地区社協の見守りも、見回りを援助するような拡大文言、民生委員の補助等、表現を考える。この点については事業計画の際に確認する。

自治会と地区社協との絡みについては課題の1つである。モデルで出てくれたところには地区社協は入っていない。今後地区社協については意見交換の場を設けていかないとまちづくり協議会の構築はあり得ない。

公益事業補助金のような中間発表等は、立ち上げが厳しくなってしまうので、今のところ考えていない。

委員の意見

- ・ 長崎小学校区は、地区社協が中心になるので、まちづくり協議会に入ったために、地区社協としての今までの補助金が受けられないとなると協議会に入らなくなる。
- ・ だぶってもらえばよいのではないかというあまりにもあからさまなものの可能性もあるので、見分けることは必要なので条項（第4条）は必要である。
- ・ 地区全体の夏祭りを地区社協がやっていたが、経済的な理由等からやめるとい話がでていたので、協議会を立ち上げて、自治会連合も地区社協も入った協議会でやれば、経費100万円として50万円は協議会で、残りは各団体に用意するという使い方はよいのではないか。
- ・ 第4条はまったく同じ事業内容で複数からもらうことはできないという理解をしている。

【モデル候補の新川小学校区について】

(兼子コミュニティ課長より検討すべき事例として説明)

- ・ NPOが多いので、NPO 公益事業補助金がホタル野にでており、ほたるを介在にして今昔物語の本を出す事業があり、ほたる観賞事業と今後だぶる可能性がある。
- ・ NPO Green は 2 3 年度に公益事業補助金認定にでてくるので、Green の子どもに関する事業（子育てということだが、年齢層がはっきりしていない）と協議会の新川小のサポート事業は精査する必要がある。
- ・ 新川小サポート事業と学校中心で行っていることとだぶらないかどうか等、コミュニティ課以外からでている補助金についても確認する必要がある。

※まちづくり協議会の事業となって地区社協側の補助金がカットされていくのであれば、地区社協の反対はやむを得ないことになってしまうので、庁内での担当課、社会福祉課等にも十分に理解してもらう。

IV. 委員会推薦について

2つの地区からの応募があったことによって、委員会推薦はなしとしてよいかどうか。今後の状況による長崎小学校区の可能性はどうか。

モデル地区募集説明会資料（P 6）

3. 「モデル地区」の応募方法について

(1) 選考方法

原則公募方式とし、応募なしの場合は委員会から推薦させていただきます。

平成 22 年度は、2 小学校区の選考を予定しています。

① 1 月 31 日までに応募がなければ推薦するということであり、

必ずつくるとは言っていない。そのような規定であると説明会で説明している。今回は2つの応募があったので、長崎小の推薦はなしとなる。

②応募した地区が落選した場合は、推薦ができるとしたい。

以上2通りの解釈ができたが、行政としては2地区を立ち上げるということで、応募があった2地区をパイロット的なものにしていけるかどうかが大変なので、継続性先駆性をみて、事業展開ができるかどうかという議論を優先にしてもらいたい。

応募した2地区が揃って決まらなかった場合にどうするかは応募内容を精査してから決める。ただし、説明会資料の規定を越えて行政がどうしても2つ作るということであれば、行政からの説明でということにってもらいたいという意見もあった。

V. ヒアリングについて

- ・ 新川は14日の委員会の前に準備を進めた上で14日に再度資料提出したい意向あり。
- ・ 14日以前のヒアリングは申請のための話を聞く。14日以降のヒアリングは内定後の確認という性格になるのではないかな。
- ・ ヒアリングの時間は1時間程度とし、2地区別々に行う。

※14日に内定することは委員会合意とする。14日の委員会で委員会としてのコンセンサス、ヒアリングについての打ち合わせをする。ヒアリング日程については、15～18日の相手側の都合のよい日をコミュニティ課で調整する。

【出席不可の委員】

- 1 5 日 午前：(狼委員)(梅谷委員)(河村委員)(染野委員)
(野路委員)
午後：(梅谷委員)(河村委員)(野路委員)
夜：(梅谷委員)(野路委員△)
- 1 6 日 午前：(染野委員)
午後：(染野委員)
夜：(染野委員)
- 1 7 日 午前：(相川委員長)(河村委員)(野路委員)
(染野委員)
午後：(相川委員長)(河村委員)(野路委員)
(染野委員)
夜：(河村委員)(野路委員)
- 1 8 日 午前：(狼委員)(梅谷委員)(河村委員)(野路委員)
(大塚委員)
午後：(梅谷委員)(河村委員)(野路委員)(大塚委員)
夜：(梅谷委員)(河村委員)(大塚委員)

VI. 駒木台第1自治会長、美田自治会長との意見交換について

1月31日16時より美田自治会館にて行われ、委員会からは、相川委員長、狼副委員長、野路委員、河村委員、事務局からは兼子コミュニティ課長、須郷係長が出席した。

(1) 美田自治会長の意見

- ①組織の大型化についての反対。美田自治会は連合から脱退してできたが、十分に実績をあげており、さらなる苦勞が増えるのではないか。
- ②10月23日の資料での、「自治会でできないこと」という表現に憤慨している。自治会にできないこととは何か。
- ③協議会で示された事業は、美田自治会ではすでに実践しているので、とりたててやる必要がない。

委員の意見

以上3点が主な事柄だが、協議会そのものについては将来的には賛成している。基本的な部分ではまだ隔たりはあるものの協議会の存在自体を否定しているわけではない。

(2) 駒木台第1自治会長の意見

- ① 小学校区単位の協議会は屋上屋であり、メンバーも同じなのではないか。常設の組織を増やすのはナンセンスである。
- ② モデル地区選定が民主的ではない。出来レースではないかという疑念を持っている。
- ③ 協議会の事業もインフラ整備となると、まさしく自治会の事業になるのではないか。

委員の意見

小学校区での協議会が屋上屋であり、同じメンバーなのではないかということであったが、話し合いを重ねれば理解は得られると感じた。自治会が住民自治、市民自治の基本であり、自治会ありきの考えが基本にあるので、そこは時間がかかっても話し合っ

て解きほぐしていくべきである。

(3) 両会長との意見交換を終えて

2人共通の意見としては、行政の自治会に対する支援が薄いことをあげ、プライオリティがほしいということがあったのではないか。しかしながら、このことはまちづくり協議会とは別の問題である。70歳以上の会長は認めない、補助金をあげてほしいということがあったが、自治会全体としての意見ではない。

【意見交換を踏まえて】

- ・ 2地区が応募したということは説得力となったのではないか。
- ・ 自治会としてきちんとした実績をもっているところの内容を

みて協議会の裏付けを考えることは必要であり、HP等を作って活動している自治会や美田自治会もすばらしいので、一生懸命にやっている自治会への配慮や評価が委員会としては不足していたのではという反省はある。

- ・ 文書を出すということについては、よくよく気をつけなくてはならないと痛感した。
- ・ まちづくり協議会のパンフレットを作成する際には「自治会ではできないこと」という表現は再考の必要がある。
- ・ 資料をつくるにあたっては、委員会としては、意思統一され、まとまりがあるあれこれいわれないものを作っていくたい。
- ・ 24年度以降はモデル地区以外の地区をどうするか。
- ・ 来季やることについては、具体的にやっていく。作りたいのだから具体的に個別に作る方向でやっていく。
- ・ 24年度以降は自治会も含めて、地域に入って、行政にも入ってもらって円卓会議等を行っていくことが大切である。
- ・ 自治会フォーラムの開催によって、いろいろな話をするのもよいのではないか。
- ・ コミュニティ推進委員会ということで、自治会についても共同で勉強していかなくてはならない。
- ・ 自治会のよいモデルを披露していくこと、自治会ごとに歴史や土俵が異なり様々なので、いろいろなケースを見ていって、自治会間のノウハウ伝授等を行うなどをして、コミュニティを作っていくのだという意識をもっていくこととまちづくり協議会と両方をやっていかなくてはならない。
- ・ 自治会を世帯数で3つくらいにグルーピングをして、自治会長会議をしたらどうか。そこからまちづくり協議会設立にむけた問題点も出てくるのではないか。
- ・ 長崎小学校区のようにコミュニティホームの建設にあたり、まとまった方がよいことはよくわかっているので、今回の2モデル地区には入らなかったが、次年度の協議会設立に手を挙げる、4月に手を挙げるようなことがあった場合に、1年待たせるのではなくて、すぐに準備に入れるような議論をし

ていきたい。

【文書での回答について】

野路委員による労作で準備されてはいるが、今回の意見交換を踏まえ、これからも意見交換を重ねていくことを優先とし、文書による回答は今の時点では時期尚早と考える。

VII. 今後の日程および課題について

* 新川については染野委員に担当として14日までの準備をお願いする。

*** 2月14日（月）18時より**

- ・ 応募された地区について検討し内定確認をする。
- ・ ヒアリング内容についての検討。（1地区1時間程度）
- ・ 補助金要綱を満たすような協議会規約の作成等、2、3月中にやってもらうことについて検討確認する。
- ・ 今後についての委員会としての共通認識を確認する。

* 2月15日～18日に応募地区のヒアリング（日程は後日通知）

* 14日の委員会を踏まえて、必要に応じて2月中にもう1度委員会の開催を検討する。

（以 上）